

第17回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	令和6年3月6日(水) 10:30~10:50	
場 所	福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室1	
復興整備事業	産業団地造成事業(新規1地区)	
出席者 (敬称略)	南相馬市	復興企画部理事 宝玉 光之 商工観光部総括参事 松本 光平
	復興庁	福島復興局 参事官 栗田 秀幸
	農林水産省	東北農政局 農村振興部農村計画課長 藤田 正人
	福島県	企画調整部復興・総合計画課 主幹 宍戸 正 〃 地域振興課長 及川 宗郎 農林水産部農業担い手課長 竹内 孝重 土木部都市計画課長 玉川 善徳 相双農林事務所地域農林企画課 主任主査 佐々木 公弥 相双建設事務所企画調査課 主査 櫛田 啓太

○協議内容

1、開会(南相馬市復興企画部イノベ政策課復興推進係長 石川)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第7条により、南相馬市長代理人の宝玉復興企画部理事が議長となる。

(議長:南相馬市復興企画部理事 宝玉)

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

(説明者:南相馬市復興企画部イノベ政策課復興推進係長 石川)

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

(議長:南相馬市復興企画部理事 宝玉)

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部理事 宝玉)

本日は、南相馬市復興整備計画の変更について、お諮りします。

変更点は1点でございます

産業団地造成事業（岡田地区）を実施するにあたり、新たに農地転用が必要となる土地があることから、これを記載した土地利用方針の変更について、協議会にお諮りします。それでは、南相馬市から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部イノベ政策課復興推進係 主査 星)

南相馬市復興整備計画（案）概要についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図、様式第8により説明】

(説明者：南相馬市商工観光部総括参事 松本)

今回追加しました岡田地区の産業団地造成事業の概要をご説明申し上げます。

【小高復興産業団地（フロンティアパーク）整備基本計画により説明】

(議長：南相馬市復興企画部理事 宝玉)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部理事 宝玉)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の藤田様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課長 藤田)

異議ありません。

(議長：南相馬市復興企画部理事 宝玉)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。続きまして、福島復興局の栗田様、復興整備計画の変更について何かございますでしょうか。

(出席者：福島復興局参事官 栗田)

異議ありません。

(議長：南相馬市復興企画部理事 宝玉)

ありがとうございました。以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「南相馬市復興整備計画」については、後日、市HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3、閉会（南相馬市復興企画部イノベ政策課復興推進係長 石川）

○協議結果

・産業団地造成事業（岡田地区）について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。